

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和元年11月1日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和元年12月9日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺	元	
同	中	野	信	吾

(様式)

企 第 4 7 0 号

令和元年11月21日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和元年11月1日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
特定非営利 活動法人山 形の公益活 動を応援す る会・アミ ル 企画調整部 企画調整課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 経理事務において、次のようなものがあつた。(特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル) (1) 支出予算の執行にあたり、指定管理業務経理規則で定められた稟議書又は現金執行伺書が作成されていないもの (2) 稟議書に所長の決裁を受けていないもの	1 (1)(2) 「山形市市民活動支援センター指定管理業務経理規則」を再確認するための研修会を開催し、起案・決裁・実施・報告等の手順を明確にするよう指導しました。 事務執行にあたり、同規則を遵守することを全職員に周知・徹底するよう指導しました。 また、現金執行伺書の様式を一部変更し、該当する稟議書を明確にするとともに稟議書の管理台帳を作成することで、未決裁での執行等を防止するよう指導しました。